

A15 病院又は診療所等（以下 病院等）を退職すると、それまで加入していた健康保険や厚生年金保険の被保険者資格を喪失することになります。そのため、退職後にはこれらの加入手続きを、原則として退職者自身で行わなければなりません。

[解説]

<健康保険>

現在、日本では国民皆保険制度が導入されており、国民全員が何らかの健康保険制度に加入することになっています。病院等に勤務している間は全国健康保険協会（協会けんぽ）もしくは健康保険組合の健康保険に加入することが一般的ですが、退職後には通常、以下の3つから選択することとなります。

1.退職前に加入していた健康保険制度の任意継続被保険者になる

任意継続被保険者とは、退職後もそれまで加入していた健康保険制度に引き続き加入し、その被保険者となることです。任意継続被保険者になるためには、健康保険の被保険者期間が、退職の日までに継続して2か月以上あることが必要で、2年間を限度として加入することができます。加入手続きとしては、退職した日の翌日から20日以内に加入していた健康保険の保険者へ届け出をすることとなります。

保険料は原則として退職時の標準報酬月額により算定されます。なお、この標準報酬月額には上限が定められており、協会けんぽでは28万円（平成24年度）となっています。このため、退職時の標準報酬月額が28万円超であっても、保険料を算定する上では標準報酬月額が28万円として算定されます。算定に利用される保険料率は、加入していた健康保険制度の料率となります。なお、保険料については、在職中には病院が折半負担していた保険料分も任意継続被保険者である本人の負担となります。

2.国民健康保険に加入する

国民健康保険は、各市町村が運営する健康保険制度です。一般的には自営業者等が加入する保険と言われています。加入手続きは、退職日の翌日から14日以内に、居住地の市町村で行うことになっており、市町村によっては手続きの際に、退職日を確認する資料として退職証明書等の提出を求められることがあります。

保険料は、市町村によって算出方法が若干異なりますが、前年の所得を基準として計算されるため、前年の所得の多い人が退職後すぐに国民健康保険に加入すると、保険料が高くなる場合があります。

3.医師国保に加入する

1.2.のほかに、医師国保に加入するという選択肢もあります。

医師国保は、医師及びその家族又は診療所の従業員及びその家族が加入することができます。

加入要件としては、事業主が医師会に加入しており、各都道府県の医師国保組合が定める要件を満たす必要があります。

保険料は、各都道府県の医師国保組合が定める保険料となります。

(Q2-8 参照)

<国民年金>

次に公的年金について取り上げましょう。まず 20 歳から 60 歳までの日本国内に居住している人は、国民年金の被保険者になります。この国民年金の被保険者には以下の 3 種類があり、病院等に勤務している間は、第 2 号被保険者となります。

1. 第 1 号被保険者

日本国内に住所のある 20 歳以上 60 歳未満のうち、第 2 号・第 3 号被保険者でない人

2. 第 2 号被保険者

サラリーマンや公務員など、厚生年金保険や共済年金などの被用者年金の被保険者

3. 第 3 号被保険者

第 2 号被保険者の収入により生計を維持している 20 歳以上 60 歳未満の配偶者など

病院等を退職した後は、通常、第 1 号被保険者に該当することとなり、その切り替え手続きを行わなければなりません。

☆ 第 1 号被保険者に切り替える

通常、退職後は第 1 号被保険者へ切り替わることとなります。手続きは、退職日の翌日から 14 日以内に、居住地の市町村役場で行い、その国民年金保険料は月額 14,980 円（平成 24 年度）となっています。なお、一定の要件に該当すると、保険料が免除される制度もありますが、国民年金は強制加入となっているため、免除を受ける場合には切り替えの手続きと併せて免除の手続きを行う必要があります。

以上のように、健康保険・公的年金は、加入する制度により、手続きや保険料が大きく異なり、家族や配偶者の状況によっても変わります。病院等は、退職者が手続きをスムーズに進められるように資格喪失手続きや退職証明書の発行を速やかに行うことが求められます。また、手続きや保険料の違いを事前に退職者は把握しておきたいものです。